

○運転免許の技能試験官の指定等に関する規程

〔平成 8 年 3 月 18 日
　　公安委員会規程第 1 号〕

[沿革] 平成 14 年 5 月 公安委員会規程第 6 号 平成 19 年 3 月 公安委員会規程第 2 号

運転免許の技能試験官の指定等に関する規程（昭和 41 年山梨県公安委員会規程第 3 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和 35 年總理府令第 60 号）第 24 条第 8 項に規定する、運転免許の技能試験に従事する者（以下「技能試験官」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第 2 条 技能試験官の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する職員であること。
- (2) 25 歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、普通自動車又は大型自動車の運転経験の期間が通算して 3 年以上の者であること。ただし、二輪車に係る免許の技能試験にあっては、二輪車の運転経験の期間が通算して 3 年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則の内容となっている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法など必要な知識を有する者であること。

(指定)

第 3 条 公安委員会は、警察本部長（以下「本部長」という。）から、前条の資格要件を有し、かつ、技能試験官として適任であると認めて推薦された者を技能試験官として指定するものとする。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、指定書（別記様式）を交付するものとする。

(教養)

第 4 条 交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）は、新たに技能試験官として指定を受けようとする者（以下「新規指定者」という。）及び技能試験官の職から離れていた者で、再び技能

試験官として指定を受けようとする者（以下「再指定者」という。）に対して、別表に掲げる区分に応じ教養を行うものとする。ただし、交通警察業務について相当の経験を有する者が、教養を受けようとする場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができるものとする。

2 免許課長は、技能試験官に対し、技能試験の実施に必要な事項について、1月当たり10時間以上の教養を行うものとする。

（指定の取消し）

第5条 公安委員会は、技能試験官が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとする。

- (1) 運転免許の技能試験に従事しなくなったとき。
- (2) 技能試験官としての適格性を欠くと認められるとき。

（指定の事務）

第6条 技能試験官の指定に関する事務及び指定書の交付に関する事務は、警務部警務課において所掌するものとする。

（被服の支給）

第7条 技能試験官に対しては、職務遂行上必要な被服を支給又は貸与するものとする。

（本部長への委任）

第8条 この規程に定めがあるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の運転免許の技能試験官の指定等に関する規程第2条の規定により指定を受けた技能試験官は、この規程の施行の際に改正後の運転免許の技能試験官の指定等に関する規程第3条第1項の指定を受けた技能試験官とみなす。

附 則（平成14年5月31日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式

第 号	指 定 書	6センチメートル
	所 属 名	
	職 氏 名	
上記の者を道路交通法施行規則第24条第8項に規定する運転免許の技能試験官として指定する。		
年 月 日		
山梨県公安委員会 印		

←———— 9センチメートル —————→

別表

項 目	科 目	指 定 種 別	
		新規指定者	再指定者
一般教養	運転免許制度の教養	2時間以上	
	試験官の心構え	2時間以上	2時間以上
	運転免許事務の概要	3時間以上	
	運転心理	3時間以上	
	計	10時間以上	2時間以上
基礎教養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60時間以上	4時間以上
	自動車の構造及び取扱いの方法	20時間以上	3時間以上
	自動車の安全な運転に関する知識	50時間以上	4時間以上
	試験官として必要な自動車の運転技能	90時間以上	8時間以上
	運転免許試験に関する法令等の知識	30時間以上	2時間以上
	計	250時間以上	21時間以上
実務教養	技能試験の実施に関する知識	20時間以上	3時間以上
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150時間以上	15時間以上
	自動車の運転技能に関する採点方法	120時間以上	10時間以上
	試験実施基準に関する知識	130時間以上	12時間以上
	計	420時間以上	40時間以上
合 計		680時間以上	63時間以上